

## 小樽市雪対策基本計画策定懇話会の設置及び運営に関する要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、将来を見据えた雪対策の基本的な考え方を定めるため、小樽市雪対策基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、小樽市が策定する小樽市雪対策基本計画について、協議、検討及び意見交換を行うものとする。

### (組織)

第3条 懇話会を構成する委員（以下「懇話会委員」という。）は、小樽市長（以下「市長」という。）が委嘱する。

2 懇話会は、別表の懇話会委員をもって組織する。

### (任期)

第4条 懇話会委員の任期は、委嘱の日から小樽市雪対策基本計画の策定完了までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議等)

第6条 懇話会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数の出席により開催する。

3 懇話会委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。ただし、公募又は小樽まちづくりエントリー制度により懇話会委員となった者は、この限りでない。

4 前項の代理者は、懇話会委員とみなす。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に懇話会委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (分科会)

第7条 懇話会は、地域住民の意見を反映させるため、連合町会等の委員と小樽市職員で構成される小樽市雪対策基本計画策定分科会（以下「分科会」という）を設置する。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(オブザーバー)

第8条 懇話会には、円滑な議事進行を図るため、関係行政職員が出席することができる。

(情報公開)

第9条 懇話会は、公開を原則とする。ただし、特定の団体又は個人に関する情報であって、公にすることにより、当該団体又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（以下「非公開情報」という。）に触れるなど、会議を非公開にすべきであると懇話会が認めたときは、非公開とすることができる。

- 2 懇話会の撮影、収録については、冒頭のみこれを認める。
- 3 議事録については、第1項で規定する非公開情報を除き、概要を公開することができる。

(事務局)

第10条 懇話会の庶務を処理するため、懇話会に事務局を置く。

- 2 事務局は、小樽市建設部建設事業室に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年 5月20日から施行する。